第１章　総　則

第１節　計画の目的・性質等

第１項　計画の目的

「地震対策計画」は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、羽島市防災会議が策定する計画であって、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における地震にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を図ることを目的とする。

第２項　計画の性質

1　「地震対策計画」は、「羽島市地域防災計画」の「地震対策計画」編として、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震や今後発生が危惧される東海地震を始めとする海溝型地震や、平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震、平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震、平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震、平成 28 年（2016 年）熊本地震といった内陸型地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。

2　「地震対策計画」は、市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

3　「地震対策計画」中、第 4 章は大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第 5 章は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に 関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 6 条の規定に基づく推進計画とする。

4　「地震対策計画」に定められていない事項については、「一般対策計画」編の例による。

第３項　計画の構成

「地震対策計画」は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、羽島市の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

第１章　総則
第２章　災害予防
第３章　災害応急対策
第４章　東海地震に関する事前対策
第５章　南海トラフ地震に関する対策
第６章　災害復旧

第５項　計画の用語

「地震対策計画」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　市　　羽島市をいう。
(2)　市本部　　羽島市災害対策本部をいう。
(3)　市本部長　羽島市災害対策本部長をいう。

(4)　市計画　　羽島市地域防災計画をいう。

(5)　県　　岐阜県をいう。

(6)　県本部　　岐阜県災害対策本部をいう。

(7)　県本部長　岐阜県災害対策本部長をいう。

(8)　県計画　　岐阜県地域防災計画をいう。

(9)　県支部　　岐阜県災害対策本部の支部をいう。

(10)　県支部長　岐阜県災害対策本部の支部長をいう。

(11)　災対法　　災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)をいう。

なお、本計画中、次の組織名称は、災害対策本部設置の如何により、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
市本部	羽島市（市長室危機管理課）
市本部長	羽島市長
市本部○○部○○班	羽島市○○部○○課
県本部	岐阜県（防災課）
県本部長	岐阜県知事
県本部○○部○○班	岐阜県○○部○○課
県支部	岐阜県防災課（岐阜地域防災係）
県支部長	岐阜地域危機管理監
本部連絡員	本部連絡員の担当職にある者
本部連絡員室	羽島市市長室危機管理課

第２節　各機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱

第１項　実施責任

１　市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

２　県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害発生時には災害応急措置を実施する。また、市及びその他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

６　市　民

大規模地震災害発生時には、関係機関の活動が遅延または阻害されるおそれがあるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識のもとに、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

第２項　処理すべき事務又は業務の大綱

１　市

(1)　羽島市防災会議に関する事務
(2)　防災に関する施設と組織の整備や訓練
(3)　災害による被害の調査報告と情報の収集等
(4)　災害の防除及び拡大の防止
(5)　救助や防疫等による被災者の保護
(6)　災害復旧資材の確保と物価の安定
(7)　被災産業に対する融資等の対策
(8)　被災市営施設の応急対策
(9)　災害時における文教対策
(10)　災害対策要員の動員及び雇上
(11)　災害時における交通と輸送の確保
(12)　被災施設の復旧
(13)　関係団体が実施する災害応急対策等の調整
(14)　防災活動推進のための公共用地の有効活用

２　県

(1)　岐阜県防災会議に関する事務
(2)　防災に関する施設と組織の整備や訓練
(3)　災害による被害の調査報告と情報の収集等
(4)　災害の防除及び拡大の防止
(5)　救助や防疫等による被災者の保護
(6)　災害復旧資材の確保と物価の安定
(7)　被災産業に対する融資等の対策
(8)　被災県営施設の応急対策
(9)　災害時における文教対策
(10)　災害時における公安の維持
(11)　災害対策要員の動員及び雇上
(12)　災害時における交通と輸送の確保
(13)　災害時における防災行政無線通信の確保と統制
(14)　被災施設の復旧
(15)　市が処置する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等
(16)　防災活動推進のための公共用地の有効活用

３　指定地方行政機関

(1)　中部管区警察局
ア　管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
イ　他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること
ウ　管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
エ　警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること
オ　情報の収集及び連絡に関すること

(2)　東海財務局岐阜財務事務所

ア　立会関係

a　公共土木、農林水産業、公立文教、公営住宅等法律補助による災害復旧事業費査定立会

b　その他予算補助による災害復旧事業費査定立会

イ　証券関係

a　届出印鑑喪失時の可能な限りの便宜措置の要請

b　有価証券喪失時の再発行手続きの協力要請

c　預かり有価証券の売却及び解約代金の即日払い申出時の可能な限りの便宜措置の要請

ウ　融資関係

a　地方公共団体の災害復旧事業債の融資

b　地方公共団体に対する短期資金の融資

エ　金融関係

a　災害関係の融資に関する措置の要請

b　預貯金の払戻及び中途解約に関する措置の要請

c　手形交換、休日営業等に関する措置の要請

d　生保及び損保保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置の要請

e　営業停止等の対応に関する措置の要請

オ　国有財産関係

a　災害の応急措置又は地震防災応急対策の用に供する財産の無償貸付又は使用許可

b　激甚指定を受けた地域の学校施設（小学校、中学校又は特別支援学校）の用に供する財産の無償貸付

c　災害の防除又は復旧を行う者に対する条件付売払又は貸付

d　被災を受けた貸付財産の貸付料の減額

e　普通財産の被害状況の把握、現地調査

f　県内未利用地の情報提供、有効活用

g　被災債務者に対する履行期限を延長する特約措置

(3)　東海北陸厚生局

ア　災害情報の収集及び連絡調整

イ　関係職員の派遣

ウ　関係機関との連絡調整

(4)　東海農政局

ア　農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進

イ　農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集

ウ　被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導

エ　被災地における農産物等の病害虫防除に関する応急措置についての指導

オ　農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導

カ　直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置

キ　農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等

ク　被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導

ケ　被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握

コ　食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

(5)　中部経済産業局

ア　災害情報の収集及び伝達

イ　電力及びガスの供給確保指導

ウ　災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整

エ　被災中小企業に対する資金の融通等の措置

オ 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣

(6)　中部近畿産業保安監督部

ア　高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導

(7)　中部運輸局

ア　災害情報の収集及び伝達

イ　船舶の調達のあっせん及び特定航路への就航勧奨

ウ　円滑な港湾荷役実施のための必要な指導

エ　船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保

オ　特に必要と認めるときの船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置

カ　鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督

キ　自動車道の通行の確保に必要な指導、監督

ク　自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導

ケ　関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備

コ　特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置

サ　大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣

(8)　気象庁（岐阜地方気象台）

ア　地震情報の発表・伝達・解説

イ　東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表・伝達・解説

ウ　南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報の発表・伝達・解説

エ　津波警報及び津波情報の発表・伝達・解説

オ　二次災害防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供

カ　緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

キ　防災訓練の実施及び関係機関との協力

(9)　東海総合通信局

ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

イ　災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理

ウ　被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査

エ　各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導

オ　非常通信協議会の運営

カ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

(10)　岐阜労働局

ア　事業場における労働災害の防止

イ　化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備

ウ　地震災害発生時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等作業者の安全確保

エ　救出、復旧工事等緊急作業時における労働災害防止

オ　労働保険料等の納付猶予の措置

(11)　国土交通省（中部地方整備局）

ア　災害予防

a　所管施設の整備と防災管理

b　応急復旧用資機材の備蓄の推進

c　機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

d　河川防災ステーション、緊急用河川敷道路、防災情報ネットワークなど防災関連施設の整備

イ　初動対応

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣

ウ　応急・復旧

a　防災関係機関との連携による応急対策の実施

b　路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保

c　所管施設の緊急点検の実施

エ　警戒宣言発令時

a　警戒宣言、東海地震に関連する情報等の迅速な伝達

b　地震災害警戒体制の整備

c　人員、資機材等の配備や手配

d　緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力

e　道路利用者に対する情報の提供

(12)　中部地方環境事務所

ア　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

イ　災害時における廃棄物に関すること

4　自衛隊

(1)　防災に関する調査推進
(2)　関係機関との連絡調整
(3)　災害派遣計画の作成
(4)　防災に関する訓練の実施
(5)　災事情報の収集
(6)　災害派遣と応急対策の実施

5　指定公共機関

(1)　西日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
ア　電気通信施設の整備と防災管理
イ　災害時における緊急通話の取扱い
ウ　被災施設の調査と復旧

(2)　日本赤十字社岐阜県支部
ア　医療、助産、保護の実施
イ　災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
ウ　義援金の募集配分

(3)　中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
ア　ダム施設等の整備と防災管理
イ　災害時の電力供給
ウ　被災施設の調査と災害復旧

(4)　東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
ア　鉄道施設の整備
イ　電気通信施設及び電力施設の整備
ウ　列車の運転規制に係る措置
エ　う回輸送等輸送に係る措置
オ　列車の運行状況等の広報
カ　鉄道施設等の応急復旧
キ　鉄道施設等の災害復旧

(5)　日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
ア　安全輸送の確保
イ　災害対策用物資及び人員、輸送の確保
ウ　被災地の交通の確保

(6)　中日本高速道路株式会社
ア　中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理
イ　被災施設の調査と復旧

(7)　独立行政法人水資源機構
ア　水資源機構施設の整備と防災管理
イ　被災施設の調査と復旧

(8)　日本放送協会

ア　市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底

イ　市民に対する災害応急対策等の周知徹底

ウ　放送施設の保守

(9) 日本銀行

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。

ア　銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

a　通貨の円滑な供給の確保

b　現金供給のための輸送、通信手段の確保

c　通貨および金融の調節

イ　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

a　決済システムの安定的な運用に係る措置

b　資金の貸付け

ウ　金融機関の業務運営の確保に係る措置

エ　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

オ　各種措置に関する広報

カ　海外中央銀行等との連絡・調整

(10)　日本郵便株式会社

ア　災害時における郵便業務の確保

a　郵便の運送及び集配の確保

b　郵便局の窓口業務の維持

イ　災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施

a　被災者に対する郵便はがき等の無償交付

b　被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分

c　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便等の料金免除

ウ　郵便局の窓口業務の維持

(11)　東邦ガス株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社

ア　ガス施設等の整備と防火管理

イ　災害時のガス供給

ウ　被災施設の調査と災害復旧

(12)　独立行政法人国立病院機構

ア　国立病院機構の病院による医療救護班の編成及び派遣

イ　国立病院機構の病院による可能な範囲における被災傷病者の収容治療

ウ　前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所による医療救護班の活動支援

6　指定地方公共機関等

(1)　一般社団法人岐阜県 LP 協会及び一般ガス導管事業者（県内事業者）

ア　ガス施設等の整備と防火管理

イ　災害時のガス供給

ウ　被災施設の調査と災害復旧

(2)　鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社等）

ア　鉄道施設の整備

イ　災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保

ウ　災害時の応急輸送対策

エ　被災施設の調査及び復旧

(3)　一般社団法人岐阜県トラック協会

ア　安全輸送の確保

イ　災害対策人員、輸送の確保

ウ　被災地の交通の確保

(4)　中部日本放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社岐阜新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、社団法人共同通信社、株式会社日刊工業新聞社

ア　市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底

イ　市民に対する災害応急対策等の周知徹底

ウ　社会事業団等による義援金の募集、配分

(5)　岐阜県土地改良事業団体連合会、土地改良区

ア　たん水防除施設の整備と防災管理

イ　農地及び農業用施設の被害調査及び復旧

(6)　岐阜県水防協会、羽島市水防協議会、羽島市水防協会、羽島市水防団

ア　水防施設、資材の整備と防災管理

イ　水防計画の策定と訓練

ウ　被災施設の調査と災害復旧

(7)　一般社団法人岐阜県医師会、一般社団法人岐阜県病院協会、公益社団法人岐阜県歯科医師会、社団法人岐阜県薬剤師会、一般社団法人羽島市医師会、一般社団法人羽島歯科医師会、羽島薬剤師会

ア　医療及び助産活動の協力

イ　防疫その他保健衛生活動の協力

ウ　医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理

(8)　公益社団法人岐阜県看護協会

看護師派遣の協力

(9)　社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会、羽島市社会福祉協議会

ア　被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資

イ　ボランティア活動の推進

ウ　義援金品の配分

(10)　全岐阜県生活協同組合連合会

物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力

(11)　公益社団法人日本水道協会岐阜県支部

ア　災害による水道施設被害の調査報告

イ　災害の防除と被害の拡大防止

ウ　被災施設の応急対策と復旧

(12)　公益社団法人日本下水道協会岐阜県支部

ア　災害による下水道施設被害の調査報告

イ　災害の防除と被害の拡大防止

ウ　被災施設の応急対策と復旧

(13)　岐阜県環境整備事業協同組合

ア　被災地域の清掃等

イ　無償による災害一般廃棄物の収集運搬

(14)　一般社団法人岐阜県建設業協会

ア　被災住宅の応急修理

イ　被災者の救出支援

ウ　道路、河川、その他の施設の応急復旧

エ　緊急輸送道路の確保のための措置

(15)　一般社団法人岐阜県警備業協会

ア　災害時における交通誘導業務

イ　避難場所等の警戒活動

(16)　公益社団法人岐阜県バス協会

災害時における自動車による人員の緊急輸送

7　その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1)　ぎふ農業協同組合、岐阜県共済組合連合会

ア　市本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力

イ　農産物、林産物等の災害応急対策についての指導

ウ　被災農林家に対する融資又はあっせん

エ　農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧

オ　飼料、肥料等の確保又はあっせん

(2)　病院等管理者

ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施

イ　災害時における病人等の収容及び保護

ウ　災害時における被災負傷者の治療及び助産

(3)　社会福祉施設管理者

ア　避難施設の整備と避難等の訓練

イ　被災時の入所者及び要介護者等の入所保護

(4)　共同募金会

義援金品の募集、配分

(5)　羽島市商工会議所

ア　市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及びあっせん等についての協力

イ　災害時における物価安定についての協力

ウ　救助用物資や復旧用資材の確保についての協力及びあっせん

(6)　公益財団法人羽島市地域振興公社、公益社団法人シルバー人材センター

ア　公共施設避難所の生活環境保持への協力

イ　災害時における被災者の保護活動への協力

(7)　金融機関

被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置

(8)　学校法人

ア　避難施設の整備と避難等の訓練

イ　被災者における教育の対策

ウ　被災施設の災害復旧

(9)　高圧ガス取扱機関

ア　高圧ガスの防災管理

イ　災害時における高圧ガスの供給

(10)　火薬取扱機関

火薬の防災管理

(11)　ガソリン等危険物取扱機関

ア　ガソリン等危険物の防災管理

イ　災害時におけるガソリン等の供給

(12)　ラジオ・アイソトープ（Ｒ．Ｉ）取扱機関

Ｒ．Ｉの防災管理

(13)　医薬品供給機関

災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送

第３項　市民と事業者の基本的責務

１　市民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減するため減災の備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火、負傷者や要配慮者の救助、避難場所での活動などのほか防災関係機関等が行っている災害応急活動に協力するなど、災害対応への貢献に努めなければならない。

２　事業者の責務

事業者は、災害時に従業員の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献や地域との共生等、企業の果たすべき社会的役割を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を早期に再開または継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定及び各計画の点検や見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

第４項　岐阜県地震防災対策推進条例に基づく防災協働社会の形成推進

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人個人の対応が大きなウエイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、「岐阜県地震防災対策推進条例」（平成 17 年岐阜県条例第 13 号）に基づき、市、県、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

第３節　本市の特質と災害要因

１　市地域の特色

濃尾平野は我が国有数の平野であり、面積は 1,485ｋ㎡に及び、沖積平野の面積が 86 パーセントを占めている。沖積平野の地形は 3 区分され、上流側から「扇状地地帯、自然堤防地帯、三角州地帯」であり、沖積平野の 3 地形帯が典型的に配列している。

羽島市は自然堤防地帯に位置し、木曽川、長良川及びその派川による自然堤防の発達が見られる地域であり、自然堤防の多くは弥生時代以降から 12、13 世紀までの比較的短い期間に形成されたものであることが、記録により確かめられている。さらに、自然堤防地帯は、自然堤防、後背湿地、旧河道等が微地形として区分される。これらの微地形は、過去の様々な河川の堆積作用（洪水）により形成されたものであり、それぞれ形成された場や営力が異なる。したがって、各微地形毎に構成土質が変化している。

地形区分の特徴は、次のとおりである。

地形区分	地形の特徴（成因）	地質及び比高
自然堤防	○現・旧河道に沿い、発生する微高地 ○洪水時に常水路からあふれでた川の水が、氾濫原上に広がると洪水流の流速が減少して常水路の両側に運搬土砂を堆積する。このため、流路沿いに微高地が形成される ○河道にやや急な断面、外側に緩傾斜を示す ○新しいものほど形状を認めやすい。古いものはその後の洪水によりパッチ状となって残る	○砂質土（淘汰された砂ではない。後背湿地の泥質層の上にのっている場合が多い） ○比高は後背湿地より通常 0.5～3m 程度
後背湿地	○氾濫原上で自然堤防の背後にできる泥沢性の低湿地 ○雨水や洪水時に常水路からあふれた水が自然堤防の囲みの中で停滞する皿状凹地 ○人工の加わる以前は沼地・湿地であったところ ○自然堤防に挟まれるように分布する	○地表下数メートルまでに、泥炭（腐植土）、粘土及び砂が分布する
旧河道	○過去の河川流域の跡があり、屈曲した細長い凹地をなし、連続性が良い ○洪水時に流路となる場合が多い	○泥質土が分布し、その下位に旧河床砂が分布する ○後背湿地より比高-0.5～-1m

２　過去の地震被害

(1)　濃尾地震

明治 24 年（1891 年）10 月 28 日午前 6 時 38 分、岐阜県本巣郡根尾村（現・本巣市根尾）付近を震源とした濃尾地震（マグニチュード 8.0）は、内陸地震として最大規模のものであった。地震当時の地変、住家被害、道路、堤防被害などから、愛知、岐阜両県のかなりの地域は、震度 7 に近い 6 と震度 7 と推定される。羽島市は激震域に入っており、住家被害率は 90～100%である。当時中心市街地であった竹ヶ鼻町は、地震により住家が 100%倒壊した後、火災が発生している。焼失地域は、新町、上町、本町、中町、下町、宮町、下城、上鍋屋、川町に及ん

でいる。

(2)　姉川地震

明治 42 年（1909 年）8 月 14 日午後 3 時 30 分、琵琶湖東北岸の姉川流域で発生した地震で、マグニチュード 6.8 である。羽島市も､烈震（震度 6）に位置している。羽島市では、境川、長良川、大浦輪中堤、逆川の堤防に被害が出ている。特に、桑原町西小藪において長良川の河川改修により、新しく築堤された堤防において、180～500ｍ区間、500ｍ区間以上の被害が出ている。これは､軟弱地盤（後背湿地）上に築堤されたことも一因と推定される。

(3)　東南海地震

昭和 19 年（1944 年）12 月 7 日午後 1 時 35 分、熊野灘沖で発生した地震であり、マグニチュード 7.9 であった。羽島市周辺では､震度 5 の強震であったが、詳しい状況は戦時中であり、不明である。羽島市では、住家の被害は多くないと推定されるが、竹ヶ鼻町では液状化発生が記録されている。

3　液状化の発生

羽島市では、過去 3 回の地震により、液状化の発生が記録されている。市内の液状化発生は、次の表の町村及び大字地区である。市での液状化履歴により、震度 5～6 以上の地震で液状化が発生し、逆川に集中していることが分かる。なお、竹ヶ鼻町では、3 回発生しており、今後再発するおそれがある。

地震名	液状化発生地区名等
濃尾地震	西小熊村、北及林川田、大浦村、竹ヶ鼻町、江吉良村、堀津村、城屋敷村、石田村
姉川地震	竹ヶ鼻町、正木村須賀、駒塚村駒塚・蜂尻
東南海地震	竹ヶ鼻町

4　活断層の概要

(1)　根尾谷断層

根尾谷断層は、濃尾地震の際に形成された 3 本の雁行状に並ぶ地震断層（温見断層、根尾谷断層、梅原断層）のうち 1 本、あるいは 3 本の断層、さらには、それらの周辺に分布している既存の活断層を含めた総称の名称である。この断層は、福井県の大野市南部から南東へ向かって旧根尾村を横切り、旧本巣町、旧高富町、岐阜市、関市を経て、美濃加茂市、可児市まで全長約 80ｋｍに渡り、北西－南東方向に延びる長大な断層系を形成している。これは、左横ずれ断層であり、決して 1 本の断層が連続しているわけではない。

(2)　関ヶ原断層

滋賀県境の伊吹山の南山麓に沿って西北西－東南東方向に約 15ｋｍほど続く断層であり、一部に確実度Ⅰ・活動度Ａ級に属する部分を含み、断層崖や谷の屈曲などを伴う左横ずれ断層である。

(3)　養老断層

濃尾平野の西端において、垂井町南部から養老山地の東縁に沿って三重県の桑名市付近を通り、そのまま、伊勢湾へ向かって延びると考えられている活断層であり、西側の養老山地を上昇させ、東側の濃尾平野を沈降させる運動を現在も続けている。

5　海溝型地震

日本列島とその周辺には、太平洋プレート、フィリピン海プレート及び陸側のプレートと最

低３つのプレートがある。太平洋プレートは、ほぼ東南東の方向から年間約８ｃｍの速さで日本列島に近づき、陸側のプレートの下に沈み込んでいる。また、フィリピン海プレートは、ほぼ東南の方向から年間 3～7ｃｍ程度の速さで日本列島に近づき、南海トラフなどから陸側のプレートの下へ沈み込んでいる。

フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震としては、相模トラフや駿河トラフ沿いの巨大地震がある。このタイプの地震は、中部地方を含む広範囲にわたる地震動による被害をもたらす。特に、紀伊半島沖から東海地方の沖合を震源域とした場合は、中部地方に大きな被害をもたらす。

また、中部地方の下に沈み込む太平洋プレートやフィリピン海プレートの内部においても地震が発生しているが、これは深い地震であり、中部地方に大きな被害をもたらすことはないと推測される。

第４節　被害想定

１　海溝型地震

南海トラフの巨大地震

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓に、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波の検討をしていくべきである」との方針の下、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、南海トラフ沿いにおいて想定し得る最大クラスの地震及び津波の規模を推計している。すなわち、震度分布を推計する強震断層モデルのMw（モーメントマグニチュード）は9.0が確定値とされ、これに基づき、平成24年3月に公表された「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）」において、羽島市では最大で震度6強の揺れが予想された。

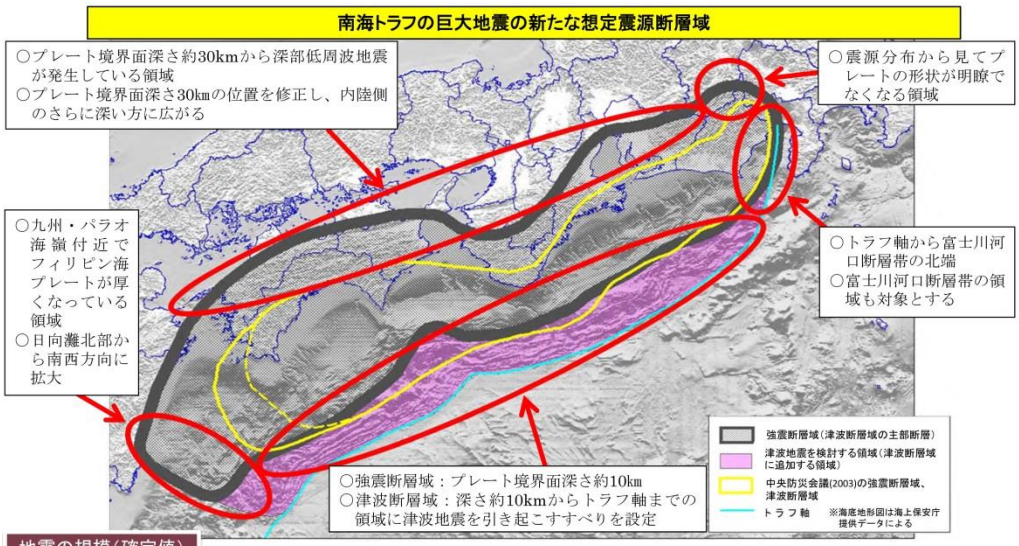

地震の規模（確定値）

	南海トラフの巨大地震（強震断層域）	南海トラフの巨大地震（津波断層域）	参考 2011年 東北地方太平洋沖地震	参考 2004年 スマトラ島沖地震	参考 2010年 チリ中部地震	参考 中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km²	約14万km²	約10万km²（約500km×約200km）	約18万km²（約1200km×約150km）	約6万km²（約400km×約140km）	約6.1万km²
モーメントマグニチュード　Mw	9.0	9.1	9.0（気象庁）	9.1（Ammon et al., 2005）［9.0（理科年表）］	8.7（Pulido et al., in press）［8.8（理科年表）］	8.7

内閣府　南海トラフの巨大地震モデル検討会　資料より

なお、岐阜県が平成25年2月に公表した　「平成23～24年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」（以下、県被害想定調査）によれば、「南海トラフの巨大地震」では、羽島市において最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード９.０・震度６弱	
建物被害	揺れによる全壊	317 棟
	液状化による全壊	1,534 棟
	揺れによる半壊	2,157 棟
	液状化による半壊	2,392 棟
出火件数（冬季の午後６時発生の場合）	炎上出火件数	3 件
	残火災件数	2 件
	焼失棟数	10 棟

人的被害 （冬季の午前５時発生の場合）	死者	20 人
	負傷者	488 人
	重症者	35 人
	要救出者	70 人
避難者（建物被害及び焼失）		7,341 人
帰宅困難者		243 人

2　内陸直下型地震

(1)　養老－桑名－四日市断層帯地震

「養老－桑名－四日市断層帯」は養老町から三重県四日市市に及ぶ断層（約 57ｋｍ）であり内陸直下型地震の震源域として羽島市に最も影響があると考えられる

県被害想定調査によれば、「養老－桑名－四日市断層帯地震」では、羽島市において最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード 7.7・震度６強	
建物被害	揺れによる全壊	2,138 棟
	液状化による全壊	1,499 棟
	揺れによる半壊	4,803 棟
	液状化による半壊	2,336 棟
出火件数 （冬季の午後６時発生の場合）	炎上出火件数	14 件
	残火災件数	13 件
	焼失棟数	77 棟
人的被害 （冬季の午前５時発生の場合）	死者	136 人
	負傷者	1,360 人
	重症者	238 人
	要救出者	474 人
避難者（建物被害及び焼失）		12,880 人

(2)　阿寺断層系地震

「阿寺断層系」は、下呂市から中津川市に及ぶ断層（約70ｋｍ）であり、内陸直下型地震の震源域として羽島市にも影響があると考えられる

内陸直下地震被害想定調査（平成 31 年２月）によれば、「阿寺断層系地震」では、羽島市において最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード 7.9・震度５弱～5 強	
建物被害	揺れによる全壊	0 棟
	液状化による全壊	137 棟
	揺れによる半壊	54 棟

	液状化による半壊	214 棟
出火件数 （冬季の午後６時 発生の場合）	炎上出火件数	1 件
	残火災件数	0 件
	焼失棟数	0 棟
人的被害 （冬季の午前５時 発生の場合）	死者	0 人
	負傷者	11 人
	重症者	0 人
	要救出者	0 人
避難者（建物被害及び焼失）		493 人

(3)　跡津川断層地震

「跡津川断層」は、飛騨市から富山県富山市に及ぶ断層（約 69ｋｍ）であり、内陸直下型地震の震源域として羽島市にも影響があると考えられる

県被害想定調査によれば、「跡津川断層地震」では、羽島市において最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード 7.8・震度５弱～5 強	
建物被害	揺れによる全壊	0 棟
	液状化による全壊	184 棟
	揺れによる半壊	100 棟
	液状化による半壊	287 棟
出火件数 （冬季の午後６時 発生の場合）	炎上出火件数	1 件
	残火災件数	0 件
	焼失棟数	0 棟
人的被害 （冬季の午前５時 発生の場合）	死者	0 人
	負傷者	19 人
	重症者	0 人
	要救出者	0 人
避難者（建物被害及び焼失）		674 人

(4)　高山・大原断層帯地震

「高山・大原断層帯」は、高山市から郡上市に及ぶ断層（約 48ｋｍ）であり、内陸直下型地震の震源域として羽島市にも影響があると考えられる

内陸直下地震被害想定調査（平成 31 年 2 月）によれば、「高山・大原断層帯地震」では、羽島市において最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード7.6・震度５弱	
建物被害	揺れによる全壊	０棟
	液状化による全壊	０棟
	揺れによる半壊	１棟
	液状化による半壊	０棟
出火件数 （冬季の午後６時発生の場合）	炎上出火件数	０件
	残火災件数	０件
	焼失棟数	０棟
人的被害 （冬季の午前５時発生の場合）	死者	０人
	負傷者	０人
	重症者	０人
	要救出者	０人
避難者（建物被害及び焼失）		１人

第２章　地震災害予防

第１節　総　則

第１項　防災協働社会の形成推進

1　基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせた防災対策を実施していくことが必要である。

また、地震災害からの安全・安心を得るためには、行政による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近なコミュニティ等による「共助」が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、市、県、市民、事業者、自主防災組織及びボランティア等はその責務や役割を認識するとともに、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めるものとする。

2　推進体制

(1)　「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

市及び県は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定して、実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

(2)　災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における災害に対する備えを促進する。

(3)　男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市及び県は、男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員への任命など、防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(4)　関係機関と連携した防災対策の整備

市は平常時から県等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携

強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

加えて、市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(5)　罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。効率的な罹災証明書の交付のため、被災者支援システムを活用するものとする。

(6)　感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

市及び県は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

(7)　デジタル技術を活用した防災対策の推進

市、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努 めるものとする。

第２項　災害に強いまちづくり

市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「 Eco-DRR （生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から

個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第３項　震災に関する調査研究

１　基本方針

地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化や地下街の発達、軟弱地盤地帯における大規模開発、さらには高速道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的かつ科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには、一定の。限界があることに留意する。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。

２　対策

県では、「岐阜県地震被害想定調査（平成 10 年 3 月）」「岐阜県東海地震等被害想定調査（平成 15 年 7 月）」「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ業務報告書（平成 16 年 8 月）」、「南海トラフ等被害想定調査（平成 25 年 2 月）」、「内陸直下地震被害想定調査（平成 31 年 2 月）」などの具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施しており、こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

第２節　防災思想・防災知識の普及

【方針】

地震災害による被害を最小限に食い止めるには、市民一人ひとりが、平素から「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、県及び市町村は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、住民等の防災意識の向上及び防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

加えて、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦及び外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、例えば、性差による被災時のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するような啓発に努める。

【実施担当部】

市長室　産業振興部　教育委員会　消防本部

【実施内容】

1　地域住民に対する普及

市、県、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。また、防災士資格取得に向けた支援を行い、羽島市防災コーディネーター登録制度による専門知識を有する人材の育成に努める。

(1)　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

(2)　警報等発表時や 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難 の発令時にとるべき行動

(3)　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(4)　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(5)　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

(6)　災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

(7)　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(8)　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるように努めるとともに、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努める。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

2　幼児、児童及び生徒等に対する普及

市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び羽島市防災コーディネーターや消防団員、防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校（園）等は、幼児、児童及び生徒等の発達段階と地域の実情に即した防災教育を行い、地震の発生等に関する科学的知識、避難方法及び災害予防と早期避難の重要性等の防災知識を身に付けさせるとともに、消防機関や自主防災組織等と協力して防災訓練を実施する。

3　職員に対する防災教育

市は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務または業務に従事する職員はもとより一般職員等に対しても防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務または業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施する。

4　災害伝承

市及び防災関係機関は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

5　企業防災の推進

市は、企業の防災意識と防災力の向上を図る。また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防止に関するアドバイスを通じて、地域貢献や地域との共生など企業の社会的責任についての意識啓発を図る。

要配慮利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

6　防災訓練への積極的参加

市及び防災関係機関等は、防災知識の普及と共助に基づいた災害時における防災対応行動力の向上を図るため、地域住民、自主防災組織及び企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

7　「岐阜県地震防災の日」の設定

「岐阜県地震防災対策推進条例」に基づき、濃尾大震災（明治 24 年 10 月 28 日発生）が発生した 10 月 28 日を「岐阜県地震防災の日」と定め、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図る。

県は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、県民及び事業者の取組が積極的に行われるよう、防災意識の向上を図るための啓発活動を実施する。

市は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努める。

市民及び事業者は、地震災害に備え実施する安全確保に必要な対策の状況を点検し、その一層の充実を図るよう努める。

8　「岐阜県防災点検の日」の設定

濃尾大震災にちなみ毎月 28 日を「岐阜県防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施する。県は、「岐阜県防災点検の日」設定の趣旨を広く県下に知らしめるとともに、県の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検する。

市は、「岐阜県防災点検の日」に当たり、市の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、地域住民等の点検を啓発する。

市民、事業者、団体及び機関等は、それぞれ毎月 1 回、「県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の被害に備える。

第３節　防災訓練

【方針】

地震災害発生時において、市計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を継続的に行うとともに、毎年その内容を見直し、防災環境の変化に対応した、より実効性の高い訓練になるように努める。

【実施担当部】

市長室　消防本部　各担当部局

【実施内容】

１　訓練方法

市、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者等は、地震災害の具体的な想定に基づいて、実地または図上において、次の点に留意のうえ、それぞれの機関別もしくは合同して訓練を行う。

(1)　応急対策体制の確認と評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認と評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関の相互協力の円滑化を図る。

(2)　住民の防災意識の向上

市民一人ひとりが、日常及び地震災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、地震災害事故等に対する備えや適切な活動が行えるよう実践的な訓練を実施することにより、防災意識の向上と知識の普及啓発を図る。

(3)　要配慮者等の配慮

要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制の整備を図るとともに、例えば、性差による被災時のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

２　訓練種別

(1)　総合防災訓練

市は、その他防災関係機関とできる限り多くの民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた市民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、南海トラフ地震を想定した臨時情報対応訓練など地震規模や被害の想定を明確にする。

また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努める。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。

その他、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(2)　広域災害を想定した防災訓練

地方公共団体等の防災関係機関は、複数県に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対

策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努める。

(3)　防災関係機関及び自主防災組織等の実施する防災訓練

市民、施設、事業所及び自主防災組織等は、それぞれの訓練計画を定め、市町村等の総合防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。

市は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について、積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていく。

(4)　その他の地震防災訓練

市及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行う。

ア　通信連絡訓練

災害時における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練

イ　実働訓練

初動体制を確保するための職員の動員訓練、情報連絡員や応援職員等の派遣訓練

ウ　図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する要員に対し、多様な想定による図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）を行う。

3　訓練の検証

市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練実施後は、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第４節　自主防災組織の育成と強化

【方針】

大規模地震災害発生時には、防災関係機関の活動が遅延、または阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく、自主的な防災活動が実施されるように、その重要性についての認識を広め、自主防災組織の育成と活動の活性化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

【実施担当部】

市長室　消防本部

【実施内容】

1　自主防災組織づくりの推進

市は、災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民の自主防災組織づくりを推進する。

2　自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

市及び防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともにに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

3　人材の育成と活用

市は、防災士資格取得支援制度や羽島市防災コーディネーター登録制度」により専門知識を有する地域防災活動の担い手の育成を図るほか、消防職員及び消防団員の OB のうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かした活動の充実を図る。

4　各自主防災組織の活動計画の策定

各自主防災組織は、災害時の活動を迅速かつ的確に行うため、毎年度ごとに活動計画を策定し、組織の編成、各構成員の役割、通常時及び災害時の活動内容を具体的に定めて、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。

市は活動計画の具体的なモデル案を提示するなどして、必要な指導と支援を行う。

また、市は、地区居住者等から市計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があるときは、市計画に地区防災計画を定めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

5　自主防災組織の活動拠点の整備

市は、自治会等に 1 カ所の割合で自主防災組織の活動拠点となる施設（コミュニティ防災活動拠点）を定め、その整備に努める。

6　自主防災資機材の整備

市は、自主防災活動に必要な資機材の整備に努める。

7　研修の実施

市及び防災関係機関等は、連携して自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実する。また、市は、連携して地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、婦人団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導する。

8　消防団、水防団及び交番等との連携強化

各自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、水防団、交番、駐在所及びその他自主的な防災組織との連携強化に努め、迅速かつ的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

9　施設および事業所等の自衛消防組織

市は、施設および事業所等の自衛消防組織の整備及び充実を指導する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図る。

(1)　施設及び事業所は、組織的な防災活動を行い、従業員や利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止または軽減に努める。

(2)　市は、施設及び事業所等の自衛消防組織の整備と充実を指導する。また、地域住民の自主防災組織と施設及び事業所等の自衛消防組織との連携強化を図る。

第５節　ボランティア活動の環境整備

【方針】

市は大規模地震災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、市は、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。そのため、日本赤十字社岐阜県支部、羽島市社会福祉協議会やボランティア団体等と連携を図り、平常時のボランティア登録の促進や研修制度によるボランティアの養成を通して、人員の確保と質の向上を図るとともに、コーディネート機能を整備し、迅速かつ円滑なボランティア活動を担保する。

【実施担当部】

健幸福祉部　（社会福祉協議会）

【実施内容】

１　ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、羽島市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及び NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

市及び県は、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

２　ボランティアの組織化推進

市は、関係団体による連絡協議会等の設置を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

３　災害ボランティアの登録

羽島市社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行う。

市及び県は、羽島市社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるための受け入れ体制づくりについて指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況を把握する。

４　ボランティア活動の推進

(1)　ボランティアセンターの設置

羽島市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを福祉ふれあい会館に設置し、広報及び啓発によるボランティア募集のほか、福祉教育や研修によるボランティア育成とともに、受け入れ側との連絡調整等を行う等のボランティア活動の推進を図る。

また、市、県及び岐阜県社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置と運営について指導及び支援を行う。

市はボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り組みを支援するものとする。

(2)　ボランティアコーディネーターの育成

羽島市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。

市は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行う。

(3)　ボランティア支援を担う職員の養成

県は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成するものとする。

(4)　ボランティア活動拠点の整備

羽島市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動の拠点である福祉ふれあい会館にボランティア活動に必要な情報機器や設備等の整備を図る。

5　廃棄物等に係る連絡体制の構築

市及び県は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市及び県は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第６節　広域応援体制の整備

【方針】

大規模地震災害発生時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられるため、あらかじめ他の防災関係機関と相互応援協定を締結するなど、速やかに災害応急活動等が実施できるように、広域的な応援体制の整備を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

【実施担当部】

市長室　総務部　企画部　消防本部

【実施内容】

1　広域応援体制の整備

市は、県または市域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、市内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進める。

2　県域を越えた広域相互応援

(1)　県外の自治体との相互援助協定の締結

市は、下記の自治体とそれぞれ締結している**「災害時における相互援助協定」**に基づく自治体相互の応援が円滑に実施できるように努める。

協定先自治体：京都府向日市、奈良県桜井市、三重県鈴鹿市、福井県南越前町、茨城県守谷市、長野県須坂市、大阪府阪南市及び山形県村山市

(2)　防災関係機関との協力体制

市は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認しておく。

3　県内の相互応援

(1)　市災害時相互応援協定

市は、**「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」**に基づく市町村相互の応援が円滑に実施できるように努める。

(2)　広域消防相互応援協定

市は、**「岐阜県広域消防相互応援協定」「消防相互応援協定」**に基づく消防応援活動が、迅速かつ的確に実施できるように努める。

(3)　全国の被災市町村への応援

市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

4　その他の応援体制

(1)　緊急消防援助隊

市は、大規模地震災害または特殊災害の発生時に消防の広域応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑かつ迅速に実施できるように努める。

第７節　緊急輸送網の整備

【方針】

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。

【実施担当部】

建設部　市長室　総務部　産業振興部

【実施内容】

1　緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面対策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図るとともに新規の電柱占用を原則認めないものとする。

2　広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点施設の設置整備

市及び県は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は、広域物資輸送拠点、市は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。

県は、市町村、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておく。

市及び県は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

3　緊急通行車両の周知及び普及

市及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

4　沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

第８節　防災通信設備等の整備

【方針】

超広域・大規模地震災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶や混乱は必至である。情報の収集や伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるため、情報通信体制の整備拡充を図る。

【実施担当部】

市長室　消防本部

【実施内容】

１　防災行政無線等の整備

市は、市本部、市内各町、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線(同報無線、地域防災無線、移動無線)及び避難所等との間の通信網の整備拡充を図る。特にデジタル方式による設備更新を計画的に実施する。

平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、運用の習熟に努める。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

(1)　同報系無線通信施設の概要

本部施設（親局施設）　設置場所：市役所 情報・防災庁舎 ２階　防災通信室
　　送信出力：5W

遠隔制御装置　設置場所：消防本部指令室

情報配信装置　設置場所：市役所 情報・防災庁舎 １階　危機管理課
　　市役所 情報・防災庁舎 ２階　防災通信室
　　消防本部指令室

受信施設（子局施設）　設置場所：市内 109 局

参考資料 12「市防災行政無線(同報系)受信局設備一覧表」

(2)　デジタル MCA 陸上移動通信

周波数　：800MHz 帯
送信出力：2W
設置端末：81 台

２　消防その他の防災関係機関の防災用無線の整備

消防その他の防災関係機関は、通信の確保を図るため、無線通信施設の整備拡充に努める。

３　防災相互通信用無線の整備

市、県及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努める。

市は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の主運用波・統制波を備えた無線局を整備するよう努める。

４　非常時の通信体制の整備

市、県及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用でき

ない場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検を行い、非常通信の円滑な運用に努める。

※非常通信（電波法第 52 条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないかまたはこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保または秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

5　その他通信網

市は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努める。

(1)　衛星携帯電話

電話網の途絶に備え、衛星携帯電話を常備する。

(2)　アマチュア無線

一般社団法人日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定を通じて、アマチュア無線の協力による情報の収集、伝達体制の整備を図る。

(3)　インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

(4)　タクシー無線

一般社団法人東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集体制を整備する。

6　その他通信システムを作動させるための人的及び物的備え

市及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備する。

7　情報の収集と伝達方法の多様化

(1)　災害現場からの情報収集

市は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努める。

(2)　情報収集及び連絡システム

市は、情報収集や連絡のシステムの整備や活用を図る。

・携帯電話事業者の提供する緊急速報メールサービス

・水害防止対策システム

・災害対策本部運営支援システム（職員参集メールシステム）

また、迅速な緊急地震速報の伝達のために整備された全国瞬時警報（J アラート）等のシステムの適切な運用と伝達体制の整備を図る。

市及び県は、災害情報共有システム（L アラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第９節　火災予防対策

【方針】

大規模地震災害が発生した場合、火災の同時多発により、時間、季節及び風向等によっては大火災となるおそれがある。このため消防水利の損壊や応援団体相互の通信の混乱等の予期せぬ事態が発生する可能性も踏まえ、効果的かつ機能的な消火活動が展開できる体制を整備する。

【実施担当部】

消防本部

【実施内容】

１　火災予防の指導強化

(1)　地域住民に対する指導

市は、自主防災組織等の火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、地震災害時における火災防止思想普及を図るため次の指導を行う。

ア　火気使用器具の使用方法と周囲の整理整頓

イ　初期消火の重要性の啓発、各家庭や事業所等での消火器及び消火用水の準備とその使用方法

ウ　火災予防条例の周知啓発

エ　感震ブレーカーの設置の推進

(2)　防火対象物の管理者等に対する指導

市は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

ア　防火対象物及び消火設備の耐震性の確保

イ　消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者及び防災管理者の選任並びに自衛消防組織の設置及び地震対策を含めた消防計画の作成

※消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導のこと。

ウ　火気使用器具の使用方法と周囲の整理整頓

エ　消防用設備の設置及び整備点検とその使用方法の確認

オ　防火対象物の予防査察の計画的な実施による火災発生危険の排除や火災予防対策の指導

カ　建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築、新築及び改築等の段階での火災予防の徹底

(3)　初期消火体制の確立

市は、各家庭等で消火し切れない火災については、自主防災組織等で初期消火活動を行うことのできるように、次の設備等を整備し、その使用方法等を指導する。

ア　消火器具等

イ　自主防災組織用の小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽等

２　消防力の整備強化

(1)　消防力の強化

市は、消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、地震災害が発生した場合の道路交通の阻害や同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

ア　羽島市消防力整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員及び消防団員の確保

イ　大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進

ウ　必要な資機材等の整備

エ　救出活動を阻害する障害物の除去のために必要な大型建設機械の調達に向けた関係団体との協力体制の確保

オ　消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成

カ　同時多発火災の発生に備えた自主防災組織による消防力の育成強化

(2)　消防水利等の確保

市は、基準に適合するように消防水利を適正に配置すると同時に、消火栓の使用が不可能になる事態等に備えて消防水利の多様化を図る。

ア　耐震性貯水槽の整備

イ　緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握

ウ　水を輸送できる散水車やミキサー車等の民間車両の利用について、関係団体との協議

第 10 節　避難対策

【方針】

地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市民が、速やかに危険な場所から避難するために、避難路の安全を確保し、避難誘導体制の整備を図る。また、住宅の倒壊等により長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態も予想されるため、避難所の安全性と避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

【実施担当部】

市長室　企画部　市民協働部　健幸福祉部　産業振興部　建設部　教育委員会　その他施設を管理する部局

【実施内容】

1　避難計画の策定

市は、地震災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導や住民の安否情報の収集などが行えるよう避難計画を策定し、地域住民と避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。

学校、病院、工場、社会福祉施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの施設ごとに避難計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図る。

2　行政区域を越えた広域避難の調整

市は、県を通じて、市域や県域を越えた避難所開設や運営等について、県内市町村や周辺県とその調整を図る。

市は、国の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

(1)　市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。

(2)　市及び県は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

(3)　市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(4)　市及び県は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

3　一時避難場所

自主防災組織や自治会は、地域で組織的避難が円滑に行えるように住民が一時的に集合して待機する場所などをあらかじめ確保して、指定し住民に周知する。

4　指定緊急避難場所・指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園や学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域

の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時における 指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル等の民間施設等で受け入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

また、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(1)　指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

(2)　指定避難所の指定

指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保及び非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用のほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させる

ために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(3)　避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所の運営を確立するため、自主防災組織等や施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(4)　避難所開設状況の伝達

市は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定める。

5　避難路及び避難先の指定

市は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、避難路及び避難先を指定し、住民に周知するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

6　避難場所、避難所及びその周辺道路の交通規制

県警察は、平時から避難場所、避難所及びその周辺道路について、地震災害発生時の安全かつ迅速な避難に配意した交通規制を実施する。

7　要配慮者の避難誘導体制の整備

市は、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握及び共有、避難支援計画の策定等の要配慮者の避難誘導体制の整備に努める。

8　避難情報の助言にかかる連絡体制

市は、避難情報発令の際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

9　避難に関する広報

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所等を明示した防災マップ、広報紙、PR 紙等を活用して広報活動を実施する。

10　帰宅困難者対策

都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

11　避難所等におけるホームレスの受入れ

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

12　避難情報の把握

市及び県は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

13　広域避難

市、国及び県は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。

(1)　市の役割

市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求める。ものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。